

令和 6 年 10 月 1 日

各種目団体・協会・代表者・担当者 様

指定管理者
四日市市スポーツ協会
理事長 宇佐美 義文

令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日) 四日市市運動施設における特別申請について(案内)

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしの件につきまして、令和 7 年度における四日市市運動施設の特別申請を下記の通り、受付いたしますので、ご案内申し上げます。各種目団体の皆様におかれましては、下記受付期間内に別紙申請書でご申請いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、申請いただきました予約の決定につきましては、当方で調整後、**令和 7 年 2 月初め頃までに**文書で通知させていただく予定ですので、何卒よろしく願いいたします。
(令和 7 年度 4 月分の決定は、お電話にてご連絡いたします。後日、正式文書にて通知いたします。)

記

《受付期間》

・令和 6 年 11 月 30 日(土)まで (厳守)

《提出先》

・〒510-0886 四日市市日永東一丁目 3 番 21 号 中央緑地施設管理事務所内
指定管理者 四日市市スポーツ協会まで、必要事項を記入の上、ご提出ください。

《注意事項》

1. 特別申請について

○市、県、国レベル並びにそれと同程度の大会等のために、1 日単位以上で四日市市運動施設を利用する時

※1 体育館(総合、中央第 2、霞ヶ浦)の「1 日単位」とは、下記のいずれかで使用する場合

・午前及び午後 9 時 00 分 ～ 16 時 30 分

・午後及び夜間 13 時 00 分 ～ 21 時 00 分

・全日 9 時 00 分 ～ 21 時 00 分

(前延長は、8 時 00 分からのみ可能です。)

※2 原則、施設を 5 日以上引き続いての利用はできません。

※3 練習等の通常利用の予約につきましては、3 ヶ月前予約となります。

※4 部活動や練習試合等は、特別申請の対象となりません。

※5 四日市ドームの申請は、提出先及び申請書が変わりますのでご注意ください。

(四日市ドームの申請は四日市ドームへ)

2. 2年前予約等における申請不可期間について

2年前予約等により、別紙①に記載した期間においては、特別申請の受付を行うことができませんので、ご注意ください。

3. 各施設名について

別紙②に記載した一覧表を参照してください。

※三滝テニスコートについては、最大 10 コートまでの申請となります。

4. その他

○FAX/電話/メールでの受付はできません。

○大会名・使用する施設及び場所・併用施設を必ずご記入ください。

○使用希望日時については、第 3 希望日も必ずご記入ください。

○申請時に担当者枠[住所、氏名、電話番号(平日 8:30~17:00 で確実に連絡の取れる電話番号)]を必ず記入してください。

○連絡先の記入が不十分な場合は、会場調整及び申請に係る連絡ができませんのでご注意ください。

○特別申請をしたことにより、必ずしも施設予約ができるとは限りませんのでご注意ください。

○特別申請の後に、ご担当者様に異動等がございましたら、後任のご担当者へ必ず当文書を引き継いでいただきますようお願い致します。

○申請書には利用者番号を必ず記入してください。

○特別申請の申込は施設のみで設備器具の受付はいたしません。

○その他、ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

< 駐車場における注意事項について >

・公園内駐車場は、公園を利用される方との共用であり、運動施設専用の駐車場はありません。
大会等当日は、できる限り公共交通機関をご利用していただきますようお願いします。

< 参考 >

○四日市ドーム

指定管理者 JNスポーツグループ

〒510-0012 四日市市大字羽津甲 5169 番地 (TEL:059-330-3131)

《問い合わせ先》

〒510-0886

四日市市日永東一丁目 3 番 21 号

中央緑地施設管理事務所内

指定管理者 四日市市スポーツ協会

<TEL>059-345-4111

<FAX>059-346-7767